

「業務統合管理システムの更改に係る設計・開発等業務一式」の質問に対する回答

項番	区分	該当 ページ	質問事項	回答
1	調達仕様書 第2の1 調達範囲(1) 及び 要件定義書(新弁護士等向けポータル) 3. 非機能要件定義 3.16.(5)【表】3-23 項番3.4	7ページ 72ページ	ジョブ管理ソフトウェアまたはジョブ管理サービスの選定・ご提案は、本調達に含まれますでしょうか。 同様にシステム監視ツールまたはシステム監視サービスも本調達に含まれますでしょうか。	いずれも調達に含まれます。
2	調達仕様書 第2の1 調達範囲(1) 及び 要件定義書(新弁護士等向けポータル) 3. 非機能要件定義 3.10.(2)ア 3項目	7ページ 45ページ	Webサーバ証明書の選定・ご提案は、本調達に含まれますでしょうか。対象となる場合、新弁護士ポータル用、利用者ポータル用、の2種の証明書という理解でよろしいでしょうか。	Webサーバ証明書の選定・ご提案は本調達の対象内です。また、対象は新弁護士等向けポータル用、利用者向けポータル用の2種となります。 なお、ローカルネットワーク内で一部HTTPS通信を実現するためのサーバ証明書はインフラ事業者にて提供する想定です。
3	別添1 要件定義書 3.2.(1)ア 共通的なシステム基盤の考え方 (別添2、別添3 も同様)	22ページ	「本システムにおいて(中略)必要な環境数は受注者において定義すること。開発環境は次期システム基盤からは提供されないため、受注者にて調達すること」とありますが、現時点では、本番環境、検証環境、開発環境の3つが想定されており、そのうち、本番環境と検証環境は次期システム基盤から提供されると考えてよろしいでしょうか。また、この3つ以外の環境を提案した場合は、次期システム基盤から提供されるのでしょうか。	本番環境と検証環境は次期システム基盤から提供する想定です。 要件定義書に記載の3つ以外の環境を提案した場合は、利用の目的や用途が要件定義書47ページ及び48ページに記載の各環境の説明に該当する場合に限り、次期システム基盤からの提供になります。
4	別添1 要件定義書 3.2.(1)ア 共通的なシステム基盤の考え方 及び 3.2.(1)キ 情報資産の責任範囲 及び 3.2.(1)ケ 基盤構築作業に係る役割分担と各構築対象に対する前提 (別添2、別添3 も同様)	22ページ 24ページ 27ページ	結果として、受注者は以下の作業を行うと解釈してよろしいでしょうか。 (1) 一つ又は複数の(Azureでいうところの)サブスクリプション所有者アカウントの払い出しを受ける。(又は受注者が保有するアカウントに、サブスクリプション所有者としての権限の割り当てを受ける) (2) 本システムのシステム稼働環境となる、仮想マシン、PaaS、仮想ネットワークの設計を行う。 (3) サブスクリプション所有者の権限を利用して、本システムの本番のシステム稼働環境となる仮想マシン、PaaSなどのリソースを作成する。 (4) サブスクリプション所有者の権限を利用して、「本システム向けに払い出された分離された環境」内の仮想ネットワークを作成する。	左記のご認識のとおりです。
5	別添1 要件定義書 3.2.(1)イ 共通領域(全体管理機能)について (別添2、別添3 も同様)	22ページ	「また、本システムに対し、必要となる機能を連携する」とありますが、別途、基盤構築事業者との契約で定める機能のうち必要となる機能と解釈してよろしいでしょうか。(本システムで必要であるからといって、その機能が必ず基盤構築事業者から提供されるわけではない)	左記のご認識のとおりです。
6	別添1 要件定義書 【図】3-4 構築対象における費用負担の役割分担 (別添2、別添3 も同様)	26ページ	4 ミドルウェア(DBに係る構成)、6 マネージドサービス(DBに係る構成)で、「アプリ構築事業者(受注者)が構築するHW・SW・クラウドサービス」の欄は、「アプリ」となっています。 第四世代では、RDBMSのソフトウェアライセンスはインフラ基盤の一部として法テラス様より提供されていましたが、第五世代では提供されず、応札者が調達納品するものと考えてよろしいでしょうか。	「4 ミドルウェア(DBに係る構成)」、「6 マネージドサービス(DBに係る構成)」及び「8 OS」については受注者が調達・納品する必要がありますが、「Microsoft Azure 本番/検証環境」のリソースで選択するRDBMS及びOSに限ってはAzure Market Placeで提供されるか否かにかかわらず「センター」の費用負担とします。また、AHUB特典を利用する場合のWindows ServerとSQL Serverライセンス費用についてもセンターの費用負担となります。
7	別添1 要件定義書 3.2.(1)ク セキュリティの責任範囲 (別添2、別添3 も同様)	27ページ	「クラウド環境全体としてのセキュリティインシデントのアラート監視や対応は基盤運用保守事業者が実施する。共通的なリアルタイムでのセキュリティ監視を想定する」とありますが、具体的に次のログのセキュリティ監視の実施についての責任は、以下の通りでよろしいでしょうか。 (1) 本システムの稼働環境を提供するAzureのログ(ただし、以下(2)～(5)を除く):基盤構築業者 (2) 本システムの稼働環境を管理するAzure サブスクリプションのログ:本件受注者 (3) 本システムの稼働環境である仮想マシンのOSが出力するログ:本件受注者 (4) 本システムのミドルウェアが出力するログ:本件受注者 (5) 本システムのアプリケーションソフトウェアが出力するログ:本件受注者	受注者が責任を負うべき範囲についてはご認識のとおりです。別途調達予定の基盤構築事業者の役務範囲については、別調達において定義します。
8	別添1 要件定義書 【図】3-4 基盤構築作業に係る役割分担と各構築対象に対する前提 (別添2、別添3 も同様)	28ページ	この図で、14 ネットワーク(システムの外部公開)では、全分担が「アプリ」となっています。また、13と異なり、注釈がありません。 これは、Azure のいわゆるハブスポークネットワークポロジにおいて、本システムの稼働環境とインターネットを接続するために、ハブ仮想ネットワークを通過する必要がない、という解釈でよろしいでしょうか。	左記のご認識のとおりです。
9	別添1 要件定義書 3.9.(2)エ データバックアップ (別添2、別添3 も同様)	42ページ	「本システムに関しては、受注者の役務でバックアップ実装を行うこと」とありますが、第四世代でインフラ基盤にて提供されていた、データバックアップ及びデータ保全のための仕組み(特定のボリュームにデータを保存すれば、インフラ基盤の機能で同一拠点内バックアップ又は遠隔拠点バックアップを取得する仕組み)は、第五世代では提供されないと考えてよろしいでしょうか。	基盤構築事業者から業務統合管理システムへはデータバックアップ及びデータ保全のための仕組みを提供しません。
10	調達仕様書 第2の2 調達案件の一覧	9ページ	調達案件の一覧 表2-2関連する調達案件の一覧 NO.2本システムの運用保守(調達)において、一般競争入札により落札者が決定されとのことですが、本調達の稼働後対応において、本調達の落札者が提供する固有の保守ツールは、NO.2本システムの運用保守受託者への譲渡は行わない認識でよろしいでしょうか。	“落札者が提供する固有の保守ツール”について、落札者が本システムの運用・保守(稼働後対応)に当たって作成したツールという意味では、本システムの稼働に必要な情報であれば成果物として納品いただき、本調達の落札者が提供する固有の保守ツールも引継ぎ対象となります。

11	調達仕様書 第2の1 調達範囲(1)	7ページ	「本システムを構成するクラウドサービス、ソフトウェア等の選定及び購入並びに契約期間中の契約に係る費用の支払(センターにて提供するクラウドサービスの本番環境及び検証環境自体(Azure、クラウドFAX)維持費・利用費を除く。)」と記載がありますが、クラウドFAXのサービス選定・提案は、応札者が行うが、貴センターが本調達受注者が指定するクラウドFAXサービスの提供ベンダーと改めて直接契約を行う認識で良いでしょうか。	“直接契約”を“受注者を介さない”という意味で、センターが本調達受注者が指定するクラウドFAXサービスの提供ベンダーと直接契約するとご認識ください。
12	調達仕様書 第11の4 基盤要件定義その他特記事項 (4) 運用・保守業務の概算見積	44ページ	「(4)運用・保守業務の概算見積 表11-1運用・保守業務の概算見積条件」について、業務統合管理システム、新弁護士等向けポータル、利用者向けポータルの対応時間は9:00～18:00(平日・土日祝日を含む)となっておりますが、各システムの障害発生時には、土日祝日も受注者が連絡を受け、適切な対応を開始できる体制が整っている必要があると認識しています。この認識で相違ありませんか。	左記のご認識のとおりです。
13	調達仕様書 第11の4 基盤要件定義その他特記事項 (4) 運用・保守業務の概算見積	44ページ	ヘルプデスクサポート実施に当たり、仕様書では「メール」での問い合わせ受付となっております。弁護士ポータルの利用者へのサポートにおいては、弁護士様・事務員様からの利用問合せとなるかと考えます。問合せメールは、xxxxx@houterasu.or.jpでのメールアドレスでの受付を想定しております。この場合、貴センターのメールサーバへのアクセス・アカウントの払い出しは、実施いただける認識でよろしいでしょうか。	xxxxx@houterasu.or.jpでのメールアドレスでの受付は想定していません。受注者において適切な連絡先をご用意ください。
14	要件定義書 1. 業務要件定義 1.1.(1) エ	1ページ	「エ 日弁連委託援助業務」を対象とする機能の設計・開発に係る調達については、本システムのアプリ構築事業者(受注者)の決定後、別途日本弁護士連合会(日弁連)が当該受注者に委託する予定である。とありますが、日弁連様の調達範囲は、業務統合管理システム以外に新弁護士ポータルも対象だと認識しております。日弁連様の調達において、設計・構築の範囲、特に新弁護士ポータルに関する具体的な範囲をご教示願います。	日本弁護士連合会(日弁連)の調達範囲は、業務統合管理システムであり、新弁護士等向けポータルはセンターの調達範囲です。 日本弁護士連合会の調達内容に関しては、回答できかねます。
15	調達仕様書 別紙3(全体スケジュール案)及び 要件定義書 3. 非機能要件定義 3.2.本システムの基本的考え方	21ページ	【法テラス要件定義】業務統合管理システム_要件定義書.docxに以下記載があります。 「次期システム基盤は必要最小限のガバナンス及びセキュリティ設定の適用を除いて共通的な機能・サービスを提供することは行わず、基盤構築事業者は次期システム基盤に関する問合せ対応等の最低限の役割のみを担うこととする。したがって、次期システム基盤上における本システム稼働環境の構築や運用は、原則として受注者の責任において行う必要がある。」とあり、他ページ等を見ても外部ネットワーク接続およびログに関する部分を「基盤構築事業者」が構築して、それ以外のIaaSやPaaS、監視といったものは、「受注者」が構築するように見受けられ、受注者がサブスクリプション払いし後の構築作業が多いと思いますが、令和9年5月頃よりも早い段階で、Azureのサブスクリプションが払い出され構築できると考えてよいでしょうか。それとも、基本設計でAzureのIaaSやPaaSを払い出し依頼をすると令和9年5月時点で払い出されますか。	スケジュールの観点においては、令和9年5月頃から検証環境を活用した外部結合テストを開始する想定であるため基本的に令和9年5月にサブスクリプションを払い出す想定です。 ただし、基盤構築事業者の作業期間及びクラウド利用費受注者側の工夫として、事前に構築する開発環境上のアプリケーションに対して、IaC等の技術的な工夫を施すことにより、短期間での本番環境へのレプリケーションベースでの構築も可能になると理解しております。
16	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.2.(1) 本システムの基本的考え方 (別添2、別添3も同様)	22ページ (23ページ)	「本システムの環境の外側のネットワークサービスについては、受注者にて構築する。」と記載があります。 方や、【図】3-3 次期システム基盤における情報資産の責任範囲などでは、NWベンダーの責任範囲との記載もあります。 本システムの環境の外側のネットワークサービスは、具体的な何の何を指示しているかご教示願います。 貴センター本部とAzure間の通信は、基盤構築事業者だと思しますので、Azure環境に構築する仮想ネットワークから、貴センター本部以外に接続する範囲のこととなりますか。	「本システムの環境の外側のネットワークサービスについては、受注者にて構築する。」とある部分は、正しくは、「本システムの環境の外側のネットワークサービスについては、基盤構築事業者にて構築する。」になりますので訂正します。 ただし、一般利用者向けに外部公開する各ポータルにつきましては、一般利用者がインターネット経由でアクセスする外部接続ネットワークについて、DMZ相当の環境を受注者側で構築していただくことを想定しております。 【データの差し替え】 センターが指定したBox内(調達仕様書第12参照)のデータを訂正したデータに差し替えましたのでご確認ください。
17	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.2.(1) ア 共通的なシステム基盤の考え方	22ページ	ア 共通的なシステム基盤の考え方においては、許可しない限り他環境とネットワーク的に接続されることはない記載ある一方、イ 共通領域(全体管理機能)についてにおいては、監査ログの集中管理や、セキュリティアラート情報の収集等の実施について記載があります。システム的に必要となる通信は設計の段階において説明し、貴センターの承認を経て、許可されると認識してよろしいでしょうか。	左記のご認識のとおりです。
18	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.2.(1) ア 共通的なシステム基盤の考え方	22ページ	イ 共通領域(全体管理機能)についてにおいては、監査ログの集中管理や、セキュリティアラート情報の収集等の実施について記載がある。いわゆるSEIM機能は、共通側機能として具備していると認識してよろしいでしょうか。	左記のご認識のとおりです。 ログ出力監視やアラート設定等については受注者にご対応いただき、加えて、インフラ事業者のガイドラインに従い、連携設定等も受注者にて実施していただく想定です。
19	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.2.(1) オ 基盤構築事業者の主な役割	24ページ	「・基盤構築事業者は、受注者からの次期システム基盤自体や基盤構築事業者が払い出す環境に対する問合せ対応」とありますが、AzureIに関する問い合わせ(Azureサービスの仕様に関する問い合わせ等)を受け付けて頂ける認識でよろしいでしょうか。	「Azureサービスの仕様に関する問い合わせ等」の内容に依存します。例えば、基盤構築事業者がサブスクリプションを払い出す上での設定等に関しては、基盤構築事業者にて回答する想定ですが、アプリ側で構築する際のAzureサービスの仕様に関しては、受注者から直接問合せをしていただけるサポート体制を確保する想定です。
20	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.2.(1) キ 情報資産の責任範囲	24ページ	「Windows ServerとSQL Serverライセンスについて、センターは本調達で活用可能なライセンスを保有していないが、EA権付きのこれらのライセンスをセンターが別途購入することにより、AHUB特典(Azure Hybrid Use Benefit特典の略)を受けられる可能性がある。そのため、これらのライセンスを含むリソースを利用する予定がある場合には、早期にセンターに通知し、センターの指示に従うこと。」とありますので、今回の調達の範囲は、Windows ServerとSQL Serverライセンス費用は本調達範囲外とする認識でよろしいでしょうか。	左記ご認識のとおり、AHUB特典を利用する場合のWindows ServerとSQL Serverライセンス費用は本調達範囲外です。
21	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.9.(1)【表】3-11.継続性に係る目標値	41ページ	【表】3-11.継続性に係る目標値で、「大規模災害」の「統計集計システム」の目標復旧時間(RTO)が「2時間以内」となっておりますが、全般が「1週間」となっております。通常時の障害の復旧時間「2時間以内」と同等のレベルとなっており、「大規模災害」において通常時の障害復旧と同じ状態を求められますか。それとも障害の復旧時間は「1週間」が正しいでしょうか。	統計集計システムを用いてデータを抽出する業務レベルを維持することを想定しており、「大規模災害」時の「統計集計システム」の目標復旧時間(RTO)は「2時間以内」となります。

22	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.9.(2) カ システム障害時の業務継続	42ページ	「システム障害時も一部業務は継続出来るよう対策を検討すること。」の、「一部業務」とは具体的にどの業務となるかご教示願います。	システム観点では、統計集計システムを用いてデータを抽出する業務、センター業務用端末にて文書作成業務等を想定しています。
23	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.15.(4) キ	67ページ	3.15.教育に関する事項 (4) 教育の方法 キ 受講者が教育用にシステム操作を実体験できる操作環境を50環境程度、受注者にて用意すること。ただし、教育用の操作環境は本番環境以外に研修用の環境を構築するなどし、本番稼動に影響を与えずに研修を実施できるようセンターと調整すること。とありますが、端末には生体認証等のセキュリティ機能が搭載されていると想定しており、受注者側での用意が難しいと思います。つきましては、操作環境の準備については貴センターにてご手配いただきまうようお願いいたします。	操作環境用端末はセンターで準備し、キッティング作業は基盤構築事業者側にて実施する想定です。なお、個別に必要なとなるアプリケーションの設定等は受注者にて対応となります。
24	要件定義書 3. 非機能要件定義 3.17.(4) ウ	76ページ	「クラウドサービスで利用している環境の最新化や更新は、原則としてIaCを活用しコードを変更し、変更後のコードを実行することにより実施すること」とありますが、ただし、クラウドサービスの性質上この方法では対応できないケースも想定されます。その場合には、状況に応じた代替提案を行うことを検討しますが、この対応方針で問題ないでしょうか。	代替案を提案することは、差し支えございません。ただし、原則の場合と比して、作業に要する時間や効率性に大きな違いがないことが条件となります。
25	調達仕様書 別紙1（システム全体像）	-	現統計集計システムでは、現業務統合管理システムから、権限連携の情報CSVの連携を受け、利用者の設定をしているとのことですが、新システムにおいては、権限管理システムは、別システムとして調達するように、仕様記載されております。業務統合とは分離され、別途調達される権限管理システムからも 引き続き、従前仕様を踏襲する権限連携の情報CSVの提供を受けられるものと認識してよろしいでしょうか。	現状、左記のとおり の想定で別システムを調達する方向で検討を進めています。そのため、受注者はIFに認識齟齬が出ないよう、権限管理システムの構築ベンダからの質問に速やかに回答する等協力が必要となります。
26	要件定義書 【別紙】3.機能一覧_新弁護士等向けポータル	1ページ	オブジェクトID 弁ポ-ログイン-画面-001において、「・認証URLをクリックすることで初回認証時のオンライン本人確認(eKYC)を行う想定のため、オンライン本人確認(eKYC)を行うための他システムと本システム間で連携ができること。(オンライン本人確認を行うための仕組み(オンライン本人確認システム等)は本システムの開発に係る調達範囲に含まれる。オンライン本人確認(eKYC)を行う仕組みについて、利用者側でインストールな不要な仕組みとすること。加えて、オンライン本人確認を行う仕組みとしてクラウドサービスを活用する場合は当該クラウドサービスのセキュリティ対策が政府が定める方針に準拠したものであること。)」とありますが、要件定義書ではeKYCが定義されていませんでしたが、eKYCに準拠しないオンライン本人確認方法とeKYCに準拠したオンライン本人確認方法のどちらが正しいでしょうか。	本人確認システムについては、要件定義書に記載のとおり、当該システムを導入することによってオンライン上で本人確認が実現できることを原則としておりますが、システム導入に替わる手段を提案することも認めております。
27	要件定義書 【別紙】3.機能一覧_新弁護士等向けポータル	1ページ	オブジェクトID 弁ポ-ログイン-画面-001において、「・初回認証時のオンライン本人確認(eKYC)を行う想定のため、オンライン本人確認(eKYC)を行うための他システムと本システム間で連携ができること。(オンライン本人確認を行うための仕組み(オンライン本人確認システム等)は本システムの開発に係る調達範囲に含まれる。オンライン本人確認(eKYC)を行う仕組みについて、利用者側でインストールな不要な仕組みとすること。加えて、オンライン本人確認を行う仕組みとしてクラウドサービスを活用する場合は当該クラウドサービスのセキュリティ対策が政府が定める方針に準拠したものであること。)」とありますが、要件定義書ではeKYCが定義されていませんでしたが、eKYCに準拠しないオンライン本人確認方法とeKYCに準拠したオンライン本人確認方法のどちらが正しいでしょうか。	項番26のとおりです。
28	要件定義書 【別紙】2.業務フロー_国選弁護士課	12ページ	業務統合管理システムで要求されている貴センターからのメールによる通知を実装する場合、貴センターとして別調達にて具備されているMicrosoft365と通信できる必要がありますが、通信は可能と認識してよろしいでしょうか。	インフラ事業者が提供するExchange Onlineの利用ではなく、Azureサービスなどの他のサービスを活用した実装を受注者にて対応いただく想定です。
29	別添2 要件定義書(新弁護士等向けポータル) 3. 非機能要件定義 3.3.(3) 【表】3-8_処理件数	36ページ	業務処理件数(ピーク時)の記載があります。年に1度20,000件／日の処理とのことで、ヘルプデスクへの問い合わせも増加すると考え、要員増を想定しています。業務がピークとなる月が決まっていれば、ご教示願います。	ご質問の処理は、支払調書の送付であり、毎年1月中旬に実施していますが、ヘルプデスクの要員増が必要になるような問合せの増加は想定していません。
30	別添2 要件定義書 【別紙】3.機能一覧_新弁護士等ポータル新弁護士等向けポータルに係る別紙・補足資料_新弁護士等向けポータルにおいて弁護士が専用画面に入力する個別画面一覧 #19 その他備考・留意事項	2ページ	「援助申込書・相談票については#18と同様にそれぞれ1画面ずつ作成」とありますが、#18と同じ画面を使用するため、別画面は不要の理解でよろしいでしょうか。 リード文で「犯罪被害者支援課:5画面」とあり、別画面を作成すると5画面を超えるため、上記の判断をしました。	左記のご認識のとおりです。
31	別添3 要件定義書 【別紙】3.機能一覧_利用者向けポータル 【利用者向けポータル】機能一覧 項番44 管理マスター一覧画面	-	「・管理が必要なマスタについては、備考を参照すること。」の記載がございますが、「備考」がどこを指しているかわかりませんでした。 意見書回答No.65で記載内容を修正いただけたらのお話でしたが、修正が反映されているように見受けられません。	同記載については、「管理が必要なマスタについては、センターと協議の上決定すること」とご理解いただいて差し支えありません。 なお、左記区分のデータについては、記載内容を修正したデータを入札公告しています。お手元のデータが古い可能性もありますので念のためご確認ください。
32	総合評価落札方式に係る提案書作成及び提出要領	1ページ	「2 提案書作成要領 2提案書」において、提案書のページ数は200ページ以下で作成とありますが、評価基準対応表を提案書内に記載する場合、200ページの制限外とする認識でよろしいでしょうか。 また、表紙および目次のページについても、同様に200ページの範囲外とする認識で間違いはないでしょうか。	表紙および目次、評価基準対応表のページに関しては、200ページの対象外とします。

33	契約書(案:2者の場合) 契約書(案:3者の場合)	-	本調達は、二者間または第三者間での賃貸借契約を前提としているように見受けられますが、実際には役務の提供が主となるため、賃貸借契約ではなく請負契約に該当すると認識しております。この認識で相違ないでしょうか。	本調達はシステム構築の過程でソフトウェア等を賃貸借によって納入することも想定し、契約書前文に記載のとおり、「請負契約及び賃貸借契約」を締結することとしています。
34	別添1 要件定義書 【別紙】3.機能一覧_業務統合管理システム_共通機能 No633:債権管理機能/会計データ作成	-	共通の機能一覧では、現状維持として識別され記載されていますが、犯罪被害者支援の新制度(犯罪被害者等法律援助業務)の機能一覧では、謝金関連は「業務統合管理システムの債権管理機能に統合すること。」と記載があります。 新制度の送金依頼データについても、謝金データ作成と会計データ作成には、制御を組み込む機能要件の前提認識で問題ないでしょうか。	左記のご認識のとおりです。
35	総合評価落札方式に係る評価要領 別紙総合評価基準表	1ページ	項番7の文書記載場所に調達仕様書第11 1、第11 3と記載されておりますが、正しくは第11 1、第11 4ではないでしょうか。	ご認識のとおり、第11 1、第11 4とご理解ください。 差し替えたデータを掲出しますのでご確認ください。
36	総合評価落札方式に係る評価要領 別紙総合評価基準表	1ページ	項番35の「要件定義書の役務要件に記載された要件」ですが、要件定義書内には該当する箇所がないようです。正しくは「調達仕様書」の「第4 作業の実施内容」になりますでしょうか。	ご認識のとおり、当該記載については、「要件定義書」を「調達仕様書」と置き換えてご確認ください。 差し替えたデータを掲出しますのでご確認ください。
37	入札説明書	3ページ	「※書類提出時に添付の『競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト』により内容を確認の上、提出すること。」と記載がありますが、当該チェックリストが添付されておりましたので、ご提供をお願いいたします。	当センターHPに掲載しておりますので、以下のURLからアクセスしていただき、ダウンロードの上ご使用願います。 URL: https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/2189.pdf
38	調達仕様書 第11 その他特記事項等 1 前提条件等(5)	41ページ	提案書の位置付けについて確認させてください。 第11 その他特記事項等 1 前提条件等 (5)に 「受注者が入札時に提出した提案書の提案内容については、原則として本仕様書の一部としてその内容にしたがって履行すること。ただし、提案内容の全てを認めるものではないことから、契約後、センターと協議の上、履行内容を決定するものとする。」 との記載がございますが、「ただし、提案内容の全てを認めるものではないことから、契約後、センターと協議の上、履行内容を決定するものとする。」については削除していただけますでしょうか。あるいは提案書の内容についてセンター様と受注者にて合意した上で契約をする手続きとさせていただきます、協議内容を覚書で締結させていただけますでしょうか。 契約後にセンター様と協議となる場合には、提案書の内容が認められない恐れがあり、受注者に不利な条件となっております。また、契約書(案:2者の場合)、契約書(案:3者の場合)ともに契約変更に関する条項がなく、契約後に金額の変更を伴う契約変更はできないと読めるため、繰り返しになりますが、受注者に不利な条件となっております。	受注者が提出した提案書が仕様書に即した内容である限り基本的に提案内容を認める予定です。なお、質問記載のただし書は、提案内容が本件調達で求める仕様内容から大きく乖離する等の場合を想定して設けており、そのような場合には基本的に仕様書記載の内容(標準案)を履行いただくこととなりますが、それにより他の履行内容に影響を及ぼす場合には、受注者と協議の上、当該影響を踏まえた履行方法を決定します。
39	契約書(案:2者の場合)	-	契約書(案)には契約変更に関する条項が見受けられませんが、仕様書や提案書からの変更・追加が発生した場合には、貴センターと受注者で協議の上、契約変更や追加契約をする認識でよろしいでしょうか。	契約内容の変更等が必要な事態が生じた場合には、受注者と協議の上決定します。
40	調達仕様書 第4の18 成果物 表4-1 成果物一覧	24ページ	表4-1 成果物一覧のNo.23に脆弱性検査結果報告書は成果物から外し、提出物とさせていただきますでしょうか。 理由としては、脆弱性検査は対象システムの全ての脆弱性の発見を担保するものではなく、脆弱性検査にて発見することができなかった脆弱性を起因として発生した被害に弊社は責任を負うことができないためです。 また、脆弱性検査は、検査実施時の脆弱性有無のスナップショットであり、対象システムの脆弱性検査結果報告書の提出後に公開されるゼロディ攻撃を含む脆弱性の発見を担保するものではなく、脆弱性検査結果報告書の提出後に公開された脆弱性を起因として発生した被害に弊社は責任を負うことができないためです。	脆弱性検査結果報告書はご記載のとおり、成果物としての提出となります。本報告書は「提出時点において、想定し得る既知の脆弱性への対応が適切になされていること」を確認するためのものをご理解いただき、その前提でご提出をお願いします。
41	契約書(案:2者の場合)	-	賃貸借物件が含まれることを前提とした契約書となっておりますが、賃貸借の対象をご教授願います。 なお、弊社では業務統合管理システム、新弁護士向けポータル、利用者向けポータルともクラウドサービスを活用した構成で提案することを検討しており、賃貸借物件が発生することを想定しておりません。そのため、賃貸借物件を含まない契約書(案)をご提示願います。	システム構築におけるソフトウェア等が想定されます。 契約書案については別添にて掲出します。
42	別添1 要件定義書(業務統合管理システム) 3. 非機能要件定義 3.2.(1) ケ	27ページ	「クラウドFAXについては、センターが直接契約する想定ですが、その構築については受注者が責任を持って実施すること。」との記載がございますが、クラウドFAX側に起因する問題により、FAXの送信に問題が生じた場合には、弊社の責任範囲外という理解でよろしいでしょうか。	クラウドFAX送信については、センターとクラウドFAX事業者間の契約による責任となるため、障害の切り分けをした上で、クラウドFAX側に起因する問題により、FAXの送信に問題が生じた場合には、受注者の責任対象外との理解で問題ございません。
43	【法テラス要件定義】業務統合管理システム_要件定義書/ 【法テラス要件定義】新弁護士向けポータル_要件定義書/ 【法テラス要件定義】利用者向けポータル_要件定義書 3.11.情報システム稼働に関する事項(5) 利用端末の要件	49～50ページ 50～51ページ 48～49ページ	端末の画面サイズとして、以下の通り考えています。問題ありませんでしょうか。 PC(一般利用者/弁護士)/スマートフォン/タブレット解像度の目安 最大: 2560x1440px 最小: 360x780px ※ 設計や稼働確認に用いる画面サイズは基本設計時の動向を踏まえて必要に応じて再設定を行います。 またユーザビリティ要件を満たすレスポンス対応のブレイクポイントを1つで想定しておりますが問題ありませんでしょうか。(各デバイスを考慮したうえでの推奨値は768pxを想定)	左記のとおりで問題ございません。

44	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書/ 【法テラス要件定義】新弁護士向けポータル 要件定義書/ 【法テラス要件定義】利用者向けポータル 要件定義書 3.11.情報システム稼働に関する事項(5)利用端末の要件	50ページ 51ページ 49ページ	動作保証するOSはリリース時に製品サポートされているOSのうち、総合テスト時の最新バージョンを動作環境の前提条件とすることで考えていますが問題ありませんでしょうか。	要件定義書での以下の記載のとおりです。 「動作保証すべきOS 及びブラウザのバージョンについては、 「【図】3-11.端末とその環境」 のOS及びブラウザ欄記載のOS及びブラウザの運用開始時点の最新版とする。なお、本番稼働後対応期間について、契約期間中は原則として常に最新版への対応を必須とする。」 ただし、初回リリース時の動作保証のバージョンは受注者とセンター間で協議の上決定する方針とし、稼働後の運用保守期間での最新バージョンにて動作保証を求める可能性もあります。
45	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書/ 【法テラス要件定義】新弁護士向けポータル 要件定義書/ 【法テラス要件定義】利用者向けポータル 要件定義書 3.11.情報システム稼働に関する事項(5)利用端末の要件	50ページ 51ページ 49ページ	動作保証するブラウザバージョンは、総合テスト時の最新バージョン以降のブラウザバージョンを動作環境の前提条件とすることで考えていますが問題ありませんでしょうか。	左記のとおりで問題ございません。
46	【 法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3. 10. 情報セキュリティに関する事項	43ページ	個人情報漏洩リスクを軽減するため、弊社では本番環境データ、および個人情報へのアクセスは一切実施しない方針で考えています。そのため、テストで利用するデータはセンター様にてマスキ化、本稼働以降は運用保守事業者によるデータ調査を想定しておりますが問題ありませんでしょうか。	「運用保守事業者」が令和10年5月(予定)に調達する本システムの運用・保守の認識であれば問題ございません。
47	要件定義書 【別紙】3.機能一覧 業務統合管理システムに係る別紙・補足資料 6.共通機能 別紙 権限管理システムに関する整理	2～3ページ	権限管理システムからは、現行業務統合管理システムが他システムに対して連携しているものと 同じ仕様の「日次差分ファイル(CSV)」(6ファイル)のほかに差分権限データ(業務統合専用データ)が権限ファイルとして配置される認識ですが、業務統合管理システムとしてはこの差分権限データ(業務統合専用データ)のみを使用すれば良いでしょうか。あるいは他の6ファイルと合わせて使用する必要がありますでしょうか。	差分権限データはあくまで、業務統合管理システムの職員権限設定のために必要な追加データという位置づけです。現存の6ファイルについても、職員の基本的な情報(氏名カナ、メールアドレス、所属等)等、既存ファイルに含まれる情報については、既存ファイルから取得いただく想定です。
48	要件定義書 【別紙】3.機能一覧 業務統合管理システムに係る別紙・補足資料 6.共通機能 別紙 権限管理システムに関する整理	2ページ	受信側として、CSVファイルが6種類存在するが、同タイミングで6種類のファイル生成されるのでしょうか。6種類のCSVファイル生成タイミングはそれぞれ別になるのでしょうか。	掲載したファイルについては、現行の業務統合管理システムが連携している日次差分ファイルであることを前提としてご理解ください。6種類のファイル連携タイミングは今後の設計によるものですが、特段の理由がない限り同タイミングでの生成と配置となる見通しです。
49	要件定義書 【別紙】3.機能一覧 業務統合管理システムに係る別紙・補足資料 6.共通機能 別紙 権限管理システムに関する整理	2ページ	日次差分ファイル生成完了のステータスを把握するための仕様はどのように考えられていますでしょうか。例えば、日次差分ファイル6ファイルのうち2ファイル迄しか作成されていなければ、作成完了していないことを把握するにはどのような判断となりますでしょうか。	生成完了ステータス等の各システムへの通知は特に想定しておりません。今後の設計によるものと前提を置きつつ、権限管理システムにて差分情報の吐き出しタスクを所定時間までに完了し、その後の時間帯にて各システムにファイルアクセスをいただく方式を現状想定しています。
50	要件定義書 【別紙】3.機能一覧 業務統合管理システムに係る別紙・補足資料 6.共通機能 別紙 権限管理システムに関する整理	2ページ	権限関連情報で差分が発生しなかった場合、日次差分ファイル生成は実施されますでしょうか。それとも差分が発生したファイルのみ生成されるでしょうか。	今後の設計によるものと前提をおきつつ、日次差分ファイルは空ファイルとして生成される想定です。
51	要件定義書 【別紙】4.外部インターフェース一覧 業務統合管理システム	-	業務統合を中心に考えたときの周辺システムとの連携方式についてのインターフェース仕様をご提供お願いできますでしょうか。 ご提供いただきたいインタフェース仕様:項目数、レコード長、送受信タイミング、発生トリガー、IF方式(CSV、XML、PDF、固定長ファイルなど)、頻度、物理的IF数 対象システム:権限管理、財務会計、Web予約、裁判所ポータル	財務会計システムとのインタフェース仕様については、資料閲覧にてご確認ください。 なお、権限管理システム、Web予約受付システム、裁判所ポータルとのインタフェースについては、新規インタフェースとなるため、受注後にご確認ください。ただし、いずれのインタフェースについても、ファイルインタフェースを想定しております。
52	調達仕様書 別紙3(全体スケジュール案)	-	R9年6月～R10年2月「外部結合テスト～総合テスト～受入～ユーザテスト(9カ月)」について、「ユーザテスト」の定義が調達仕様書や要件定義書に記載がございませんでした。「ユーザテスト」は「受入テスト」の延長として地方事務所含めたセンター職員様全体の操作習熟を目的とした期間と想定しておりますが、認識はあっていますでしょうか。	左記のご認識のとおりです。
53	要件定義書 業務フロー 共通業務 [9-3 連絡]-[9-3-4 FAX受信]	-	業務フローの「システムを使用した作業」と機能一覧の明細を紐づける情報のご提供をお願いできますでしょうか。[9-3-4 FAX受信]フェーズにある「紐づけ画面を起動・PDFのアップロード」が機能一覧に見当たりませんでした。	該当する資料が存在しないため、ご提供ができません。 なお、「紐づけ画面を起動・PDFのアップロード」については、機能一覧上、共通機能内「汎用連絡紐づけ画面」及び各業務課室のサイドツリー機能等にて実施する想定とご理解ください。
54	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3. 非機能要件定義 3.2.(1) キ	24ページ	Windows ServerとSQL Serverを今回導入する想定です。AHUB特典をうけるにあたり必要事項ありましたらご連絡お願いできますでしょうか。 弊社で想定している数量を以下に示します。 ・Windows Server × 16 ・SQL Server(Azure Managed Instance) × 8	受注者は、受注者の責任において、センターがAHUB特典を受けるために購入すべきライセンスの種類及び数量等の必要な情報をセンターに情報提供する必要があります。 なお、受注者は情報提供に当たって、センターにとって最も経済的な方法になるように留意する必要があります。支払方法としては、一括払い、又は、月額払いのいずれかを想定しています。

55	要件定義書 【別紙】1.業務一覧+【別紙】2.業務フロー_民事法律扶助課(1係・2係) [2法律相談予約準備]-[1-2-1-1.相談枠の登録]	-	「法律相談枠の登録」はどの機能を使用する想定でしょうか。フロー上、システムが「ポータル・その他システム」となっており、利用者ポータルの機能一覧を参照しましたが該当機能は存在しませんでした。今回のスコープ対象外となるWeb予約受付システムの仕組みでしょうか。フロー上、識別を設けていただけると幸いです。	ご認識のとおり、Web予約受付システムでの仕組みとご理解いただいて差し支えありません。
56	要件定義書 【別紙】1.業務一覧+【別紙】2.業務フロー_民事法律扶助課(1係・2係) [2法律相談予約準備]-[1-2-1-2.相談予約]	-	「利用者基本情報の粒度はWeb予約と業務統合管理で整合する」という記載がありますが、機能一覧上どの機能が該当していますでしょうか。	「利用者入力画面」(【別紙】3.機能一覧_業務統合管理システム_民事法律扶助課(1+2係)のExcel行28)等にて管理される情報との整合を意図しています。
57	要件定義書 【別紙】3.機能一覧_業務統合管理システム_民事法律扶助課(1+2係) Excel行52.利益相反確認済みWeb予約システムリスト一括取り込み画面	-	Web予約システムリスト(CSV)を取り込む仕様となっていますが、CSVファイルレイアウトのご提供をお願いしますでしょうか。また外部インターフェース一覧への定義をお願いしますでしょうか。	Web予約システムリスト(CSV)のファイルレイアウトは、現時点版のレイアウトであれば、資料閲覧としてご提供可能です。 なお、CSV取り込みはシステム外にて手動での操作を想定しているため、外部インターフェース一覧への定義はしていません。
58	要件定義書 【別紙】1.業務一覧+【別紙】2.業務フロー_民事法律扶助課(1係・2係) [2(通常)法律相談・相談票入力]-[1-2-1-4.センター相談]	-	「相談リストを投入」は『作業(≠システムを使用した作業)』として記載されていますが、フロー上は申込書出力テーブルに繋がっています。該当機能は機能一覧上のどの機能を想定してますでしょうか。(【別紙】3.機能一覧_業務統合管理システム_民事法律扶助課(1+2係)のExcel行52.利益相反確認済みWeb予約システムリスト一括取り込み画面でしょうか。)	当該業務はシステムを使用した作業とご理解ください。 該当機能は、ご認識のとおり、「【別紙】3.機能一覧_業務統合管理システム_民事法律扶助課(1+2係)のExcel行52.利益相反確認済みWeb予約システムリスト一括取り込み画面:」となります。
59	要件定義書 【別紙】1.業務一覧+【別紙】2.業務フロー_共通業務 [9-3 連絡]-[9-3-5クラウドFAX送信]	-	「送信履歴一覧作成・保存」は機能一覧の「クラウドFAX連絡一覧画面」が該当すると認識しております。当機能はFAX送信履歴確認やCSV出力する機能を具備する認識ですが、フローを参照したところ「T_FAX送信履歴一覧」への矢印が伸びておりデータ更新があるように見受けられます。該当機能では「T_FAX送信履歴一覧」のデータ更新機能を想定されていますでしょうか。	ご認識のとおり、ユーザーが任意に送信履歴を編集・更新する機能は想定しておりません。当該矢印は、FAX送信後にレコードをテーブルに登録する処理だとしてご理解ください。
60	要件定義書 【別紙】1.業務一覧+【別紙】2.業務フロー_国選弁護課 [2.指名通知に関する業務]-[7-2-1国選弁護人候補指名通知依頼書の受領]	-	「指名通知依頼書受領」にて利用する機能は「事件入力」と認識しております。当機能では裁判所ポータルから送付される指名通知依頼書(CSV)の取り込みが要件としてあげられておりますが、CSVファイルのレイアウトのご提供をお願いしますでしょうか。	指名通知依頼書の仕様は今後調整を進める想定であり、現時点でCSVファイルのレイアウトをご提供することはできません。
61	要件定義書 【別紙】1.業務一覧+【別紙】2.業務フロー_国選弁護課 [3.事件管理・報酬算定に関する業務]-[7-3-3報酬算定]	-	令和8年度予算要求に向けて準備されている「計算システム」との連携インターフェース「【自動計算前/後】報告書データ(仮)」が記載されております。こちらのCSVファイルのレイアウトは2026年4月中にご提供をお願いしますでしょうか。レイアウト確定が5月以降になる場合、確定内容によっては変更管理とさせていただきますスケジュールや対応費用の相談を協議させていただくことでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。現時点で計算システムの実現は未定なので、2026年4月にCSVファイルのレイアウトを提供できるかは受注者と協議させていただきます。
62	調達仕様書 別紙1(システム全体像)	-	「【別紙】1.業務一覧+【別紙】2.業務フロー_国選弁護課.xlsx」-[3.事件管理・報酬算定に関する業務]-[7-3-3報酬算定]に記載がある「計算システム」は、別紙1 システム全体像のどのシステムが該当しますでしょうか。	現時点で計算システムの実現は未定のため、システム全体像に記していません。
63	【法テラス要件定義】業務統合管理システム_要件定義書 1.3.業務実施の時期・時間 (2) 業務の実施・提供時間	11ページ	サービス提供時間以外の時間帯(0:00～6:00)は受注者側でのメンテナンス時間と定義しシステム利用者側の使用は不可ということで問題ないでしょうか。	左記のとおりで問題ございません。
64	【法テラス要件定義】利用者向けポータル_要件定義書 1.3.業務実施の時期・時間 (2) 業務の実施・提供時間	11ページ	サービス提供時間以外の時間帯(0:30～5:00)は受注者側でのメンテナンス時間と定義しシステム利用者側の使用は不可ということで問題ないでしょうか。	左記のとおりで問題ございません。
65	【法テラス要件定義】新弁護士等向けポータル_要件定義書 1.3.業務実施の時期・時間 (2) 業務の実施・提供時間	11ページ	サービス提供時間以外の時間帯(0:30～5:00)は受注者側でのメンテナンス時間と定義しシステム利用者側の使用は不可ということで問題ないでしょうか。	左記のとおりで問題ございません。
66	【法テラス要件定義】業務統合管理システム_要件定義書 1.3.業務実施の時期・時間 (2) 業務の実施・提供時間	11ページ	業務統合管理システムはポータルと違って「月1回程度の計画停止は許容する」と記載はないですが、3.5.信頼性に関する事項には「本システムのメンテナンスによる計画停止時間」と記載があります。これは業務統合管理システムについても月1回程度の計画停止は許容されると判断してよいでしょうか。	平日夜間や土日祝など業務影響が低いタイミングで許容されると判断していただいて問題ございません。

67	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3.2.システム方式に関する事項 (1) 本システムの基本的な考え方 ス ログの取得方針	30ページ	「これらのログは別途基盤構築事業者にて構築を行う「運用管理システム」及び「SIEMシステム」へ連携できること」とありますが、SIEM・SOARの設計・構築は本調達の対象範囲外ということでしょうか。	左記のご認識のとおりです。 ログ出力監視やアラート設定等については受注者にご対応いただき、加えて、インフラ事業者のガイドラインに従い、連携設定等も受注者にて実施していただく想定です。
68	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3.2.システム方式に関する事項 (1) 本システムの基本的な考え方 【図】3-2 次期システム基盤における責任分界点の全体像	24ページ	アプリ構築事業者の責任範囲外に「ガードレール」「クラウド基盤利用ガイドライン」等ありますが、Azure Policyの設計・構築は本調達の対象範囲外ということでしょうか。	インフラ共通基盤全体のポリシー設定についてはご認識のとおりです。ただし、利用サブシステム向け領域内に適用すべきAzure Policyの設計・構築がある場合には、本調達の対象に含まれます。
69	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3.2.システム方式に関する事項 (1) 本システムの基本的な考え方 オ 基盤構築事業者の主な役割	23ページ	「基盤構築事業者が構築すべきネットワーク設定等（ハブアンドスポークのハブ側のファイアウォール設定等が該当）」とありますが、基盤構築事業者側でハブ側でのAzure Firewall、VPN、Azure Bastionといったサービスを共通機能として構築し、本調達の受注者側ではこれらの個別構築は不要でしょうか。	ハブ側の構築についてはご認識のとおりです。ただし、一般利用者向けに外部公開する各ポータルにつきましては、一般利用者がインターネット経由でアクセスする外部接続ネットワークについて、DMZ相当の環境を受注者側で構築していただくことを想定しております。
70	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3.2.システム方式に関する事項 (1) 本システムの基本的な考え方 ク セキュリティの責任範囲	27ページ	「上記を実施するための方法については、基盤構築事業者と協議の上、決定すること」とありますが、スケジュール上、アプリ構築事業者の設計が終わった後に基盤構築事業者が設計するスケジュールとなっているため、内容によっては変更管理とさせていただき対応について協議させていただくことでよろしいでしょうか。	受注者にて、基盤構築事業者へ基盤設計の提示・説明の後、基盤構築事業者にて記載内容を確認の上、受注者及び基盤構築事業者で協議の上、実施方法を決定することになりますので、それまでは本調達における基盤設計も確定しておらず、変更管理に相当しない認識ですが、現段階では判断しかねるため必要に応じて受注者と協議させていただきます。
71	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3.2.システム方式に関する事項 (4) 開発方式	33ページ	「受注者の拠点からリモート開発する際の開発用端末からの環境へのアクセス方法や、Azure Portalへのアクセス方法はセンターの指示に従うこと」とありますが、ご指示の内容によって契約締結後に追加費用が発生する場合は別途協議させていただくことは可能でしょうか。	アクセス方法についての要望は受け付けますが、最終的なセンターの指示内容によって契約締結後に追加費用が発生することは認めません。
72	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3.10.情報セキュリティに関する事項 【表】3-12 当該システムにおけるセキュリティ対応方針	43ページ	「基盤構築事業者から提供されるクラウド利用に関するガイドラインに沿って、ログ出力、ファイアウォールや外部攻撃保護などのネットワークセキュリティ等、セキュリティに関する設計や設定を実施すること。」とありますが、スケジュール上、アプリ構築事業者の設計が終わった後に基盤構築事業者が設計するスケジュールとなっているため、内容によっては変更管理とさせていただき対応について協議させていただくことでよろしいでしょうか。	項番70のとおりです。
73	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3.2.システム方式に関する事項 (4) 開発方式	33ページ	「開発環境についてはアプリ運用保守事業者に引き継ぐことを想定し、可能な限りクラウド提供のCI/CDパイプライン又はマネージドサービス等と連携してクラウド環境に構築すること。なお、開発ツール等の組合せで実現した場合には、アプリ運用保守事業者が該当ライセンス等を用意した上でそれらを引き継ぐことが可能であること」とありますが、Azureサブスクリプションの譲渡ができなかった場合には、開発環境のIaCコードを渡すことをもって開発環境を引き継ぐことを想定していますが、問題ないでしょうか。	Azureサブスクリプションの譲渡ができない場合には、開発環境のIaCのコードを渡すことをもって開発環境を引渡すことも許容します。ただし、この場合には、IaCを利用した開発環境構築のための手順書を作成し引き継ぐものとします。
74	【法テラス要件定義】業務統合管理システム 要件定義書 3.13.移行に関する事項(6) 移行設計	60ページ	(6)移行設計 現行システムにおいて、移行元データを移行先システムへ移行するための作業領域として、移行元データ容量相当の空き領域確保が必要となると想定します。現行システムにおいて領域確保いただける認識でよろしいでしょうか。	移行のために最低限必要となる移行元領域の確保については、センターにおいて実施します。